

(目的)

第1条 この告示は、本市の工事等（工事又は製造の請負並びに工事に関する調査、測量及び設計業務委託をいう。以下同じ。）の入札の透明性・競争性の向上を図るため、工事の発注見通し、予定価格、入札及び契約の過程等を公表することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(工事に係る発注の見通しに関する公表)

第2条 発注の見通しに関する事項を公表する対象工事は、当該年度に発注することが見込まれる工事とする。ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれる工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

2 公表の方法は、工事名、工事場所、工事期間、工事種別、工事概要、入札及び契約の方法並びに入札予定時期を記載した工事の発注の見通しについて（様式第1号）を発注担当課が作成し、四国中央市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）及び入札担当課において閲覧に供することによるものとする。

3 公表の時期は、年度の上半期の早い時期及び下半期の早い時期の年2回とする。ただし、必要と認められる場合は、適宜、公表内容の追加・変更等を行うものとする。

4 公表の期間は、各公表時点における当該年度の見通しを公表した日から当該年度の末日までとする。

(予定価格の事前公表)

第3条 予定価格の事前公表の対象は競争入札に付すすべての工事等とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定による随意契約は予定価格の事前公表の対象としない。

2 予定価格の事前公表の方法は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 一般競争入札 予定価格を記載した公告を掲示するとともにホームページ及び入札担当課において閲覧に供する方法

(2) 公募型指名競争入札 予定価格を記載した入札公告をホームページ及び入札担当課において閲覧に供する方法

(3) 指名競争入札 指名通知書に予定価格を記載するとともに、予定価格を記載した入札案内（様式第2号）を入札担当課において閲覧に供する方法

(事前公表)

第4条 入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）の対象は、競争入札に付すすべての工事等とする。

2 事前公表は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。

(1) 一般競争入札 工事名、工事場所、入札日時、工事期間及び予定価格

(2) 公募型指名競争入札 前号に規定する項目及び入札参加資格

- (3) 指名競争入札 第1号に規定する項目、入札者の参加資格又は指名理由及び入札参加業者数
- 3 事前公表は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日に行うものとする。
- (1) 一般競争入札 入札の公告をした日
 - (2) 公募型指名競争入札 入札公告をした日
 - (3) 指名競争入札 指名通知をした日
- 4 事前公表は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間及び方法により行うものとする。
- (1) 一般競争入札 公告を掲示するとともに、ホームページにおいては前項第1号に規定する日から入札参加申請の締切日まで掲載し、入札担当課においては同項第1号に規定する日から入札日まで閲覧に供する方法
 - (2) 公募型指名競争入札 入札公告を掲示するとともに、ホームページにおいては前項第2号に規定する日から入札参加申請の締切日まで掲載し、入札担当課においては同項第2号に規定する日から入札日まで閲覧に供する方法
 - (3) 指名競争入札 指名通知書に記載するとともに、入札担当課において前項第3号に規定する日から入札日まで閲覧に供する方法
- (事後公表)

第5条 入札執行後の公表(以下「事後公表」という。)の対象は、競争入札に付すすべての工事等とする。

- 2 事後公表の項目は、工事名、工事場所、工事期間、入札日時、入札参加業者数、入札参加業者名、入札金額、落札者の名称、落札金額、予定価格、最低制限価格(四国中央市契約規則(平成16年四国中央市規則第50号)第23条に規定する最低制限価格をいう。)調査基準価格(四国中央市低入札価格調査実施要綱(平成24年四国中央市告示第136号)第3条第1項に規定する調査基準価格をいう。)及び契約金額とする。
- 3 事後公表は、契約締結後速やかに行うものとする。
- 4 事後公表は、入札を執行した日の属する年度の翌年度が終了するまでの間、ホームページに掲載するとともに、入札担当課において作成した入札執行表(様式第3号)により閲覧に供する。

(公表書類)

第6条 工事等の入札及び契約に係る書類は、次に掲げる書類について入札担当課において閲覧に供する。

- (1) 四国中央市契約規則(平成16年四国中央市規則第50号)
- (2) 四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱(平成21年四国中央市告示第126号)
- (3) 四国中央市競争参加資格審査会要綱(平成19年四国中央市訓令第4号)
- (4) 四国中央市低入札価格審査会要綱(平成16年四国中央市訓令第45号)
- (5) 四国中央市公正入札調査委員会要綱(平成16年四国中央市訓令第43号)
- (6) 四国中央市談合情報対応マニュアル(平成24年四国中央市訓令第5号)
- (7) 四国中央市建設工事指名停止措置要綱(平成16年四国中央市告示第35号)

- (8) 四国中央市公共工事公表実施要綱（平成22年四国中央市告示第39号）
- (9) 四国中央市建設工事等入札者心得（平成23年四国中央市告示第39号）
- (10) 四国中央市工事検査規程（平成16年四国中央市告示第33号）
- (11) 四国中央市工事検査基準（平成16年四国中央市訓令第49号）
- (12) 四国中央市工事成績評定要領（平成19年四国中央市訓令第26号）
- (13) 四国中央市低入札価格調査実施要綱（平成24年四国中央市告示第136号）
- (14) 四国中央市工事成績評定審査会要綱（平成19年四国中央市訓令第24号）
- (15) 四国中央市一般競争入札実施要綱（平成19年四国中央市告示第150号）
- (16) 四国中央市公募型指名競争入札実施要綱（平成19年四国中央市告示第151号）
- (17) 四国中央市郵便入札実施要綱（平成19年四国中央市告示第152号）
- (18) 四国中央市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（平成19年四国中央市告示第166号）
- (19) 四国中央市建設工事請負代金中間前金払実施要綱（平成21年四国中央市告示第43号）
- (20) 四国中央市建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要綱（平成21年四国中央市告示第44号）
- (21) 入札参加有資格業者名簿

2 前項の規定による閲覧については、閲覧所に閲覧簿を備え付け、利用状況の把握に努めるものとする。

（その他）

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第62号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第36号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第29号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日告示第53号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に公表されている改正前の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第3号に規定する執行表は、改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第3号に規定する執行表とみなす。

附 則(平成27年3月5日告示第15号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱及び第2条の規定による改正後の四国中央市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

様式第2号(第3条関係)

入札案内

工 事 名	
入 札 方 法	
入 札 日 時	
工 事 場 所	
発 注 担 当 課	
予 定 価 格	
参 加 資 格 又 は 指 名 理 由	

工事期間

